

## 自閉症にやさしい社会の実現に向けたコンセンサス会議 2010 「自閉症を巡る科学と社会の対話」 はなす・まとめる・つたえる委員会 市民委員の選出基準

### 第1 趣旨

この基準は、自閉症にやさしい社会の実現に向けたコンセンサス会議2010-自閉症を巡る科学と社会の対話-市民委員公募要領に基づき、同コンセンサス会議、「はなす・まとめる・つたえる委員会」の市民委員（以下、市民委員という）の選考、選出に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 選考基準

市民委員候補者を、次の基準・方法で選考する。

1. 応募者の提出した作文について、次の基準に基づいて、審査・選考する。
  - 1) 自閉症にやさしい社会の実現に向けたコンセンサス会議2010「自閉症を巡る科学と社会の対話」市民委員の応募資格および仕事内容に基づいて、次の4つの審査基準を設ける。
    - ア) 問題関心 自閉症（アスペルガー障害などを含む）と社会の関係に関心を持っているか。ただし、主張の内容自体は判断材料としない。
    - イ) 会議参加への意欲や熱意 コンセンサス会議の全日程に継続して参加できるか
    - ウ) 論理性や判断力 専門家から提供された情報を受けて、他の市民委員と議論し、それらの内容に基づいて市民提案を取りまとめるという市民委員の仕事を実行できるかどうか
    - エ) 参加の目的 特定の立場の主張や宣伝を参加の目的としていないか
  - 2) それぞれの応募者について、上記（1）の各観点から、「市民委員として適格であるか適格でないかを、同コンセンサス会議の実行委員会が、総合的に判定する。
  - 3) 作文審査は、応募者の氏名・性別・年齢・住所や所属団体などを伏せた状態で実施する。
2. 実行委員会は、応募用紙の記載内容から、応募者の活動内容を踏まえ、必要な場合には、作文に基づいて行った判断の結果を修正することができる
3. 実行委員会は、実行委員会の審査担当者の会合への出席者の過半数が、「市民委員として適格である」と判断した応募者を、市民委員候補者とする。

### 第3 選出基準

市民委員を次の基準に基づき選出する。

1. 上記第2の選考基準に基づき、応募者全体より選考された市民委員候補者全員について、抽選によって選考順位を決定する。
2. 上記選出順位に従って、市民委員候補者から、年齢と性別、自閉症との関係（作

本コンセンサス会議は、科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「科学技術と人間」研究開発領域「科学技術と社会の相互作用」研究開発プログラム「自閉症にやさしい社会：共生と治療の模索」の一環として行われます

文および応募用紙への記載事項)のバランスを考慮して、5名程度を選出する。

3. 市民委員自身による辞退や、その他事故などの何らかの事情によって定員が欠けてしまった場合に備え、若干名の補欠を選出する。

## 第4 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、本コンセンサス会議の実行委員会が定める。

なお、本選考基準の作成に際しては、遺伝子組換え作物の栽培について道民が考えるコンセンサス会議における道民委員選考・選出基準（遺伝子組換え作物の栽培について道民が考えるコンセンサス会議実行委員会）を参考にした。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/NR/rdonlyres/3702B6B5-830B-419D-9C1F-F42A9295C7A5/0/gmconsensusdouminiinsenkoukijun.pdf>（最終アクセス日 2010年7月6日）